

研究費等不正使用防止計画推進委員会規程

2007年10月25日

2009年11月1日（改正）

2017年11月9日（改正）

2019年3月7日（改正）

2023年3月9日（改正）

2024年3月14日（改正）

（目的）

第1条 この規程は、白梅学園大学・白梅学園短期大学「研究費の運営・管理に関する規程」第14条に基づき、本学に研究費等不正使用防止計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置し、本学における研究費等の不正使用の防止を図ることを目的とする。

（業務）

第2条 推進委員会は、研究費等の不正使用の防止に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 不正防止計画の策定に関すること。
 - (2) 不正防止計画の実施及び推進に関すること。
 - イ) ルールに関すること。
 - ロ) チェック機能に関すること。
 - ハ) 予算の執行状況把握及び計画的執行の助言に関すること。
 - ニ) 意識向上（研修等）に関すること。
 - ホ) 相談窓口に関すること。
 - (3) 行動規範の遵守に関すること。
 - (4) 情報伝達・公表に関すること。
 - (5) 内部監査実施の連携協力・助言に関すること。
 - (6) その他不正使用防止に関すること。
- 2 推進委員会の業務については、全学的な協力の下に連携し実施する。

（組織）

第3条 推進委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長
 - (2) 学術情報委員会委員長
 - (3) 子ども学研究所所長
 - (4) 大学・短大事務局事務部長
 - (5) 教学企画課長
 - (6) 法人事務局財務課長
 - (7) 法人事務局人事労務課長
- 2 推進委員会委員長は、副学長とする。
- 3 委員長は、必要に応じて、第1項に規定する構成員以外の者を委員として置くことができる。
- 4 内部監査委員会委員は、必要に応じて推進委員会にオブザーバーとして参加し、意見を述べることができる。

（事務）

第4条 推進委員会の事務は、教学企画課をもって充てる。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、学長が行う。

附則

この規程は、2007年11月1日から施行する。

この改正規程は、2009年11月1日から施行する。

この改正規程は、2017年11月1日から施行する。

この改正規程は、2019年4月1日から施行する。

この改正規程は、2023（令和5）年4月1日から施行する。

この改正規程は、2024（令和6）年4月1日から施行する。